# 第5期久米南町障害者福祉計画

令和5年3月 久米南町

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1-1 計画策定の趣旨	1
1-2 計画の位置づけ	3
1-3 計画の対象者	4
1-4 計画期間	4
1-5 計画策定の体制	4
1-6 計画の推進体制	6
第2章 障害のある人を取り巻く状況	8
2-1 人口・世帯	8
2-2 手帳所持者数の推移	
2-3 難病患者の状況	12
2-4 教育上特別な支援を必要とする子どもの状況	13
2-5 第4期計画の進捗評価	14
第3章 計画の基本的な考え方	18
3-1 基本理念	18
3-2 基本理念の実現をめざす3つの目標	19
3-3 施策の体系	20
第4章 施策の推進	21
4-1 自立を支援する基盤の整備	21
4-2 ライフステージを考慮した支援の推進	34
4-3 共生社会の実現をめざす地域づくり	43
資料	50
1 久米南町附属機関設置条例	50
2 久米南町障害者福祉計画策定委員会規則	53
3 計画策定経過	56
4 用語説明	57

# **第1章** 計画の策定にあたって

## 1-1 計画策定の趣旨

本町では、障害者基本法に基づく障害福祉施策全般を総合的かつ計画的に推進する基本計画として、「久米南町障害者福祉計画」を第1期(平成15~19年度)、第2期(平成20~24年度)、第3期(平成25~29年度)、第4期(平成30~令和4年度)と策定してきました。

また、障害者総合支援法(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律) に基づく障害福祉サービス等に関する見込み量とその方策を定める実施計画として、「第6期 障害福祉計画」、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標等を定めた 「第2期障害児福祉計画」も令和3年3月に策定しています。

こうした中、改正障害者雇用促進法の施行、地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の施行、改正障害者差別解消法の公布、医療的ケア児支援法の施行、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行など、近年、国の障害福祉施策に関係する法制度は変化しています。

そのため、制度改革や社会情勢に対応させるため、久米南町では令和5年度を初年度とする「第5期久米南町障害者福祉計画」を策定し、障害福祉施策のより効果的な取組の推進を図っていきます。

図 1 今回策定する第5期障害者福祉計画と第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画の関係

## 第5期障害者福祉計画

(令和5~8年度)

障害者基本法第 11 条第3項に基づく久米南町の障害福祉施策を推進する上での総合的な計画

第6期障害福祉計画 (令和3~5年度)

障害者総合支援法第88条 第1項に基づく障害福祉サ ービスや地域生活支援事業 の利用の見込み量を定めた 計画 第2期障害児福祉計画 (令和3~5年度)

児童福祉法第 33 条の 20 第1項に基づく障害のある 子どもの通所支援及び相談 支援の提供体制、利用の見 込み量を定めた計画

## 検討が進められている国の「障害者基本計画 (第5次)案」 各分野における障害福祉施策の基本的な方向

(計画期間:令和5~9年度)

※令和4年12月16日(金)に開催された第75回障害者政策委員会資料より作成

### 表 1 各分野における障害福祉施策の基本的な方向

1. 差別の解消、権利擁護の 推進及び虐待の防止	(1)権利擁護の推進、虐待の防止 (2)障害を理由とする差別の解消
2. 安全・安心な生活環境の整備	(1)住宅の確保 (2)移動しやすい環境の整備等 (3)アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進 (4)障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
3. 情報アクセシビリティの 向上及び意思疎通支援の 充実	<ul><li>(1)情報通信における情報アクセシビリティの向上</li><li>(2)情報提供の充実等</li><li>(3)意思疎通支援の充実</li><li>(4)行政情報のアクセシビリティの向上</li></ul>
4. 防災、防犯等の推進	<ul><li>(1)防災対策の推進</li><li>(2)東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進</li><li>(3)防犯対策の推進</li><li>(4)消費者トラブルの防止及び被害からの救済</li></ul>
5. 行政等における配慮の 充実	<ul><li>(1)司法手続等における配慮等</li><li>(2)選挙等における配慮等</li><li>(3)行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等</li><li>(4)国家資格に関する配慮等</li></ul>
6. 保健・医療の推進	(1)精神保健・医療の適切な提供等 (2)保健・医療の充実等 (3)保健・医療の向上に資する研究開発等の推進 (4)保健・医療を支える人材の育成・確保 (5)難病に関する保健・医療施策の推進 (6)障害の原因となる疾病等の予防・治療
7. 自立した生活の支援・ 意思決定支援の推進	<ul> <li>(1)意思決定支援の推進</li> <li>(2)相談支援体制の構築</li> <li>(3)地域移行支援、在宅サービス等の充実</li> <li>(4)障害のあるこどもに対する支援の充実</li> <li>(5)障害福祉サービスの質の向上等</li> <li>(6)福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等</li> <li>(7)障害福祉を支える人材の育成・確保</li> </ul>

8. 教育の振興	<ul><li>(1)インクルーシブ教育システムの推進</li><li>(2)教育環境の整備</li><li>(3)高等教育における障害学生支援の推進</li><li>(4)生涯を通じた多様な学習活動の充実</li></ul>
9. 雇用・就業、経済的自立 の支援	<ul><li>(1)総合的な就労支援</li><li>(2)経済的自立の支援</li><li>(3)障害者雇用の促進</li><li>(4)障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保</li><li>(5)一般就労が困難な障害者に対する支援</li></ul>
10. 文化芸術活動・ スポーツ等の振興	<ul><li>(1)文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備</li><li>(2)スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進</li></ul>
11. 国際社会での協力・連携の推進	<ul><li>(1)国際社会に向けた情報発信の推進等</li><li>(2)国際的枠組みとの連携の推進</li><li>(3)政府開発援助を通じた国際協力の推進等</li><li>(4)障害者の国際交流等の推進</li></ul>

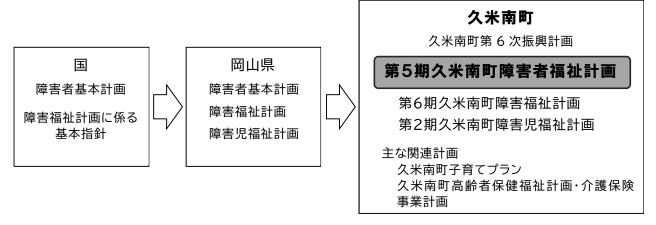
## 1-2 計画の位置づけ

この計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、本町の 障害福祉施策を総合的に推進するための基本的な計画です。

計画策定にあたっては、同条第1項に基づき国が定める「障害者基本計画」及び同条第2項に基づき県が定めた「第4期岡山県障害者基本計画」を踏まえています。

また、まちづくりの最上位計画である「第6次久米南町振興計画(令和4~13年度)」に 沿ったものとし、さらに他の関連計画の施策内容との調整を図るものとします。確保すべき 障害福祉サービス等の量の目標設定は、障害者総合支援法に基づき策定した「久米南町障害 福祉計画・久米南町障害児福祉計画」に示しています。

図 2 関連計画等との関係



## 1-3 計画の対象者

「計画の対象者」とは、障害者基本法の定義に基づく身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、その他心身の機能に障害がある人であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に制限を受けている状態にある人を総称するものです。

また「障害児」とは、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいいます。

## 1-4 計画期間

本計画は、関係する障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間と合わせ、令和 5 年度を初年度とし、令和 8 年度を目標年度とする 4 か年計画とします。

なお、関連制度や法令等、社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

図3 本計画の計画期間と障害福祉計画・障害児福祉計画の関係

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	R8 年度
障害者福祉計画	第 4	期		第 5	期	
障害福祉計画		第6期			第7期	>
障害児福祉計画		第2期			第3期	

## 1-5 計画策定の体制

## (1)計画策定委員会

関係団体の代表や有識者等からなる「久米南町障害者福祉計画策定委員会」を設置し、計画内容を協議しました。

### (2)事務局

保健福祉課が事務局となり、久米南町障害者福祉計画策定委員会の庶務を行うとともに、 アンケート調査の実施や各種統計資料の整理・分析、計画素案の作成など、計画策定全般に 係る事務を行いました。

## (3)障害福祉に関するアンケート調査の実施

計画策定における基礎資料として、障害福祉に関するアンケート調査を実施しました。

表 2 障害福祉に関するアンケート調査の実施概要

(単位:票)

調査名	障害福祉に関するアンケート調査				
実施時期	令和 4 年 11 月				
調査対象	町内在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健 福祉手帳の所持者、自立支援医療(精神通院)の受給者				
調査方法	自己記入				
調査票配布数	340 100.0%				
有効回収票数(集計対象)	189	55.6%			

## (4)パブリックコメントの実施

計画内容について、住民からの幅広い意見を収集し、最終的な意思決定を行うために、令和 5 年 1 月 26 日(木)から同年 5 年 2 月 24 日(金)まで、計画素案に対する意見募集 (パブリックコメント)を実施しました。

## 1-6 計画の推進体制

### (1)町の推進体制と計画の進行管理

本計画及び関連する個別計画の担当課を中心に、関係部局との連携を図りながら執行体制をさらに強化し、本計画を推進します。

また、計画の確実な運営と円滑な推進を図るために保健福祉課が事務局となり、計画策定 委員会等で実施状況を点検・評価し、その結果を町ホームページ等で公表します。必要に応 じて各種施策の見直しを行います。

### (2)圏域での連携

障害者代表、指定相談支援事業者、サービス事業所等の保健・医療・福祉関係者、構成市 町関係各課の担当者等で構成される「津山地域自立支援協議会」において、相談支援・権利 擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討を行うとともに、幅広い意見交換を図り、広 域圏でのサービス提供や施設整備についての調整を図ります。

そのほか、障害福祉施策を推進していく上で不可欠な保健・医療・福祉に関わる各種有資格者、専門従事者等の計画的養成と確保に努め、安定したサービスの提供に努めます。

### (3)行政職員の資質向上

複雑・多様化した住民ニーズに対して柔軟に対応できる庁内体制を整備するため、各種研修の充実、ボランティア体験の実施などを通じて、行政職員の障害のある人等への理解と人権意識・福祉意識の向上に努めます。

### (4)関係機関・ボランティア団体との連携体制

本計画の確実な推進を図るために、関係行政機関や社会福祉法人、町内外のさまざまな関係施設等がそれぞれの役割を担い、相互に協力できるよう、有機的な連携体制づくりをめざします。

障害のある人と直接的に関わる身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員・児童委員などの関係機関と連携し体制強化に寄与します。

また、障害のある人が身近で役立つような情報が得られるよう、さまざまな支援や啓発活動を実施するボランティアや障害者団体に情報交換や協力を求めながら、計画推進を図ります。

## (5)計画の普及・啓発

本計画について、計画書のほか、広報紙や町ホームページ等での広報を行い、計画内容の周知を図ります。

また、一人一人が地域福祉の担い手であるという意識を持っていただくために、自治会や 民生委員・児童委員などを通じて、各地域での具体的な取組や活動事例などを紹介していき ます。

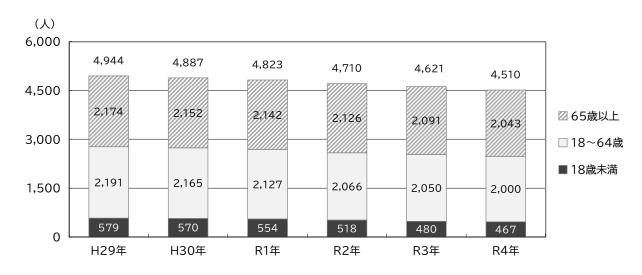
# 第2章 障害のある人を取り巻く状況

## 2-1 人口·世帯

本町の総人口は減少傾向にあり、令和4年10月現在4,510人(5年前の平成29年に対して約434人の減少)となっています。65歳以上人口は横ばいに推移していましたが、令和2年以降、減少がみられます。

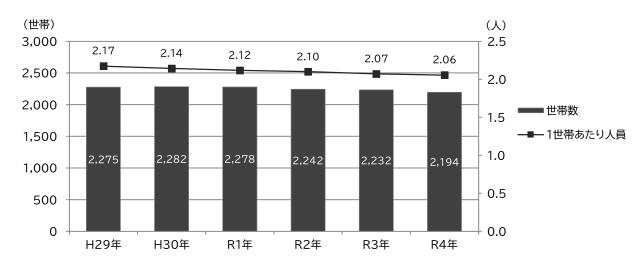
世帯数は、令和4年10月1日現在で2,194世帯となっており、概ね横ばいで推移しています。1世帯あたり人員は、平成29年の2.17人から令和4年には2.06人に減少しており、核家族化やひとり暮らしの増加がうかがえます。

図 4 人口の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

図5 世帯の推移



※住民基本台帳(各年10月1日現在)

## 2-2 手帳所持者数の推移

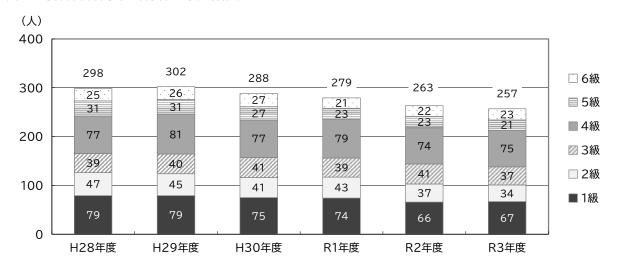
### (1)身体障害者

令和4年3月末現在の身体障害者手帳所持者は 257 人となっており、減少傾向が続いています。

種類別では「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が 60%強、「内部障害」が 20%前後で推移しています。

年齢の内訳では65歳以上の高齢者が80%を占めています。

#### 図 6 身体障害者手帳所持者の等級別推移



※各年度 3 月末現在

表 3 身体障害者手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
1級	26.5	26.2	26.0	26.5	25.1	26.1
2級	15.8	14.9	14.2	15.4	14.1	13.2
3級	13.1	13.2	14.2	14.0	15.6	14.4
4級	25.8	26.8	26.7	28.3	28.1	29.2
5級	10.4	10.3	9.4	8.2	8.7	8.2
6級	8.4	8.6	9.4	7.5	8.4	8.9

※各年度3月末現在

表 4 身体障害者手帳所持者の種類別割合

(単位:%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
視覚障害	6.5	6.4	6.5	6.0	5.5	4.7
聴覚・平衡機能障害	8.1	8.3	8.5	7.8	7.9	7.5
音声・言語そしゃく機能障害	2.4	2.4	2.5	2.6	2.7	2.5
肢体不自由(上肢·下肢·体幹)	62.1	61.6	60.6	61.2	62.6	62.8
内部障害	20.9	21.3	22.0	22.4	21.3	22.5

<sup>※</sup>各年度3月末現在

表 5 身体障害者手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

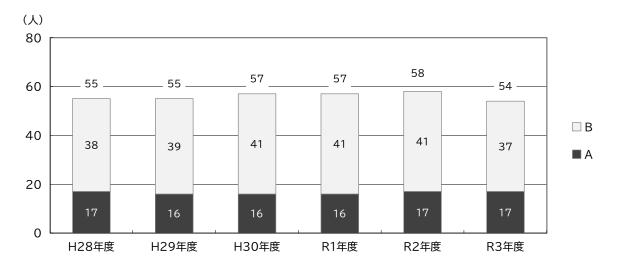
	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
18 歳未満	1.0	1.0	1.4	1.4	1.5	1.9
18~64 歳	11.7	12.3	13.9	15.4	16.7	17.9
65 歳以上	87.2	86.8	84.7	83.2	81.7	80.2

<sup>※</sup>各年度3月末現在

### (2)知的障害者

令和4年3月末現在の療育手帳所持者は54人となっており、横ばいで推移しています。 手帳の判定分布をみると、重度(A)が30%強、軽度(B)が70%弱となっています。 年齢については、18~64歳が約半数を占め、65歳以上が40%弱、18歳未満が約15% という状況です。

図 7 療育手帳所持者の等級別推移



※各年度3月末現在

表 6 療育手帳所持者の等級別割合

(単位:%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
Α	30.9	29.1	28.1	28.1	29.3	31.5
В	69.1	70.9	71.9	71.9	70.7	68.5

<sup>※</sup>各年度3月末現在

表 7 療育手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
18 歳未満	18.2	20.0	22.8	17.5	15.5	14.8
18~64 歳	49.1	45.5	43.9	49.1	50.0	48.1
65 歳以上	32.7	34.5	33.3	33.3	34.5	37.0

<sup>※</sup>各年度3月末現在

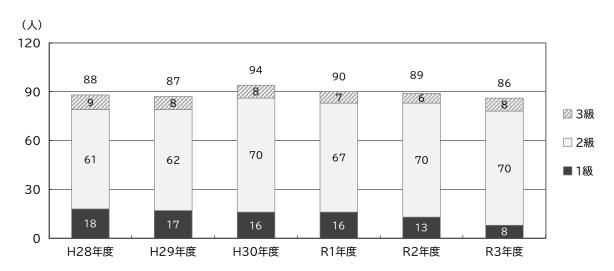
### (3)精神障害者

令和4年3月末現在の精神障害者保健福祉手帳所持者は86人で、ほぼ横ばいで推移しています。

手帳の等級分布をみると、2級が80%強で最も高くなっています。年齢については、18~64歳が65%強を占めています。

また、自立支援医療(精神通院)受給者数は、手帳所持者を上回り、増加傾向にあります。

#### 図8 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移



※各年度3月末現在

表 8 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
1級	20.5	19.5	17.0	17.8	14.6	9.3
2級	69.3	71.3	74.5	74.4	78.7	81.4
3級	10.2	9.2	8.5	7.8	6.7	9.3

<sup>※</sup>各年度3月末現在

表 9 精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢別割合

(単位:%)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
18 歳未満	0.0	0.0	0.0	1.1	0.0	0.0
18~64 歳	75.0	66.7	67.0	64.4	65.2	67.4
65 歳以上	25.0	33.3	33.0	34.4	34.8	32.6

<sup>※</sup>各年度 3 月末現在

表 10 自立支援医療(精神通院)受給者数の推移

(単位:人)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
65 歳以上	133	139	141	145	158	155

<sup>※</sup>各年度3月末現在

## 2-3 難病患者の状況

令和3年 11 月1日より障害福祉サービス等の対象となる難病は 366 疾病となっています。身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。本町の特定疾患医療受給者証所持者は 40 人前後で推移しています。

難病の申請等については岡山県が実施していますが、町でも難病患者に対する相談を受け付けています。

表 11 特定疾患医療受給者証所持者の推移

(単位:人)

	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R1 年度	R2 年度	R3 年度
特定疾患医療受給者証所持者	52	41	42	43	46	38

※各年度3月末現在

## 2-4 教育上特別な支援を必要とする子どもの状況

令和 4 年 4 月 1 日現在、町内の小・中学校に 6 学級の特別支援学級があり、学級に通う 児童・生徒数は計 19 人となっています。

また、県立誕生寺支援学校では、誕生寺支援学校後援会の支援により、JR 弓削駅舎内にアンテナショップとして『野の花ショップ~夢元(ゆげ)~』を開店しています。

作業学習で製作した作業製品の販売や喫茶での接遇は社会に出る前に「働く」ことを体験できる貴重な機会となっています。高等部の生徒が駅前ロータリーへ植えた四季の花々とお客様をお迎えし、地域の方々の憩いの場や卒業生の拠りどころとなっています。久米南町文化センター等においても「移動アンテナショップ」として、販売活動を行っています。

表 12 町内小・中学校の特別支援学級設置状況

(単位:人)

種別	単位	弓削小	誕生寺小	神目小	久米南中
h主 公 <b>士</b>	学級数	1	1	1	1
情緒	人数	2	2	5	4
tro the	学級数	1	0	0	1
知的 ·	人数	3	0	0	3

※町教育委員会(令和4年4月1日現在)

表 13 県立誕生寺支援学校の地域別就学状況

(単位:人)

					内訳				
	種別	久米南町	津山市	鏡野町	美咲町	勝英 地域	真庭 地域	その他	計
小学部	知的障害	2	27	4	3	11	5	5	57
小子部	肢体不自由	0	7	2	0	5	1	0	15
中学部	知的障害	0	23	2	0	5	1	2	33
中子即	肢体不自由	0	4	0	1	0	1	1	7
高等部	知的障害	1	46	3	11	19	15	10	105
回会的	肢体不自由	1	3	0	1	2	4	1	12
۵=1	知的障害	3	96	9	14	35	21	17	195
合計	肢体不自由	1	14	2	2	7	6	2	34

※県立誕生寺支援学校(令和4年4月1日現在)

## 2-5 第4期計画の進捗評価

平成30年3月に策定した第4期久米南町障害者福祉計画について、自己評価による進捗 は次のとおりです。

取組が進められた項目がある一方、十分実施できなかった項目もみられます。障害のある 人の自立生活を支援するために、時代にあった総合的な取組を推進していくことが求められ ています。

進捗度の凡例:A かなり実施できた B 少し実施できた

C ほとんど実施できていない D まったく実施できていない

表 14 第4期久米南町障害者福祉計画の進捗度

目標		施策内容	進捗度
		町ホームページの充実	В
	<b>广却. 改み活動の</b>	障害のある人の福祉の関心と理解を深め各種啓 発活動	Α
	広報・啓発活動の 推進	障害者団体や津山地域自立支援協議会などと連 携した広報・啓発活動	Α
1		差別解消法など法律の概要や合理的配慮につい ての理解促進	В
理解と交流の		障害のある児童・生徒の体験の場の拡大	В
促進	福祉教育の推進	学校における障害に対する正しい理解や知識を 育てる教育の推進	В
		町内の小・中学校と県立誕生寺支援学校との交流	В
	地域福祉活動の 推進	地域住民の学習機会の確保	С
		民生委員・児童委員などを中心として地域全体 での支援に取り組む	В
	相談支援体制の	基幹相談支援センターによる総合的かつ専門的 な支援	А
2		医療機関や教育機関、ハローワーク、社会福祉協 議会、民生委員・児童委員などと連携した相談支 援体制の充実	Α
自立への支援	充実 	乳幼児期から成人期以降まで一貫した相談対応	Α
		身体障害者相談員や知的障害者相談員の設置	В
		生活・就労など日常生活で困っていることを専門 の相談員に相談することができる場の設置	Α

目標		施策内容	進捗度
	障害福祉	自分に合ったサービスを選択できるよう具体的 な情報の提供	А
	サービスの充実	快適な介護給付や補装具の適切な給付・修理事 業等	Α
	地域生活支援 事業の充実	日常生活用具給付事業の実施	В
2		医療費負担制度の適切な運用	В
自立への支援 (つづき)	経済的支援の  推進	各種割引制度の情報提供と利用促進	Α
		所得保障のための各種手当、制度の周知	Α
		スポーツに親しめる環境の整備	В
	スポーツ・レクリエーション	県が開催する障害者スポーツ大会などの周知、 参加促進	В
	活動の推進	障害のある人のさまざまな作品を展示し、文化 活動を活性化	В
	権利擁護の推進	社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の 周知・利用促進	В
3		成年後見制度の利用を支援	В
権利擁護の 推進	障害者虐待の 防止	福祉施設や民生委員・児童委員など地域住民と の連携	В
		障害者虐待相談等窓口の周知、関係機関と連携	Α
		津山地域障害者虐待防止センターとの連携	В
	バリアフリー化の 推進	公共施設における障害のある人や高齢者等に配 慮した設備の整備	С
		民間施設に対する普及啓発、県の指導・助言への 紹介	С
		住宅改修等の支援	D
4 地域での生活と	防災・防犯対策の	地域社会が相互に連携する「共助」と、自治体や 防災関係機関の支援「公助」を行う体制の構築	В
住みやすさの   推進	推進	地域防災計画の見直し	В
		避難行動要支援者台帳の見直し	В
	投動手机の女中	デマンド交通カッピーのりあい号の周知、利用促 進	Α
	移動手段の充実	県の駐車場利用証制度「ほっとパーキングおかや ま」の周知、利用促進及び駐車場確保	В

目標		施策内容	進捗度
	ユニバーサル	セミナーや体験事業などの実施による、町内全域への普及啓発	С
	デザインの普及	公共施設や準公共施設のユニバーサルデザイン 化の推進	С
4		障害のある人の職業生活における自立に必要な 支援	В
地域での生活と   住みやすさの   推進	就業支援の充実	障害のある人が個性と可能性を生かして働くこ とができるよう関係機関と連携	В
(つづき)		障害者就労施設などが供給する物品等に対する 需要の増進	В
	口巾活動の玄宝	障害のある人が希望する日中活動系サービスを 受けられるよう基盤整備	В
	日中活動の充実   	各事業所の特徴や活動メニューなどをすべて取 り入れた障害者施設ガイドブックの作成	Α
	障害の原因と なる疾病の予防	家庭訪問や子育て教室、発達の気になる子ども の支援、乳幼児の事故防止、思春期保健対策等 の実施	В
		健康教室や健康相談、訪問指導の実施	В
		要介護状態にならないよう取組を強化	В
		相談体制を充実させ、家庭や学校、地域や職場に おけるこころの健康づくりを支援	В
		健康診査など母子保健活動の充実、新生児を対 象にした新生児聴覚検査事業の精度管理を実施	Α
5	障害の早期発見・   早期治療(療育)	早期療育のための支援体制や情報提供の充実	Α
健康と医療の  支援 		早期療育の重要性の周知、療育支援を受けやすい環境の整備	Α
		精神保健福祉相談等による早期対応、精神障害に対する正しい知識の普及・啓発	В
	精神保健対策の 充実	こころの健康づくりに必要な情報の発信、専門家 のセミナーや各種教室を通じて正しい知識の普 及・啓発	В
	九天	医療機関や相談支援事業所との連携支援、当事 者や家族の支援を図ります。	В
		地域移行支援や地域定着支援などの障害福祉サ ービスに関する情報提供と利用促進	В

目標		施策内容	進捗度
	療育支援の充実	コミュニケーションの障害、運動機能の障害、問題行動などを早期に改善	В
	惊目又振の元夫	一貫した情報提供・療育・指導のための体制づく りを推進	В
	学校教育の充実	特別支援教育に携わる教職員の専門性を一層高 めるよう、研修会等への参加を促進	В
6 個性を伸ばす 療育・教育支援		特性に応じた個別の教育支援計画・個別の指導 計画を作成し教育・相談が行えるよう、情報共 有・協議	В
	発達障害児への支援	各種健診、保育園の巡回相談の充実により早期 発見・発達支援	А
		保育士、教職員などを対象としたスキルアップ講 座を実施	В
		保護者が専門家からの指導を受けるような場 や、保護者同士の情報交換の場の設置	В

# 第3章 計画の基本的な考え方

## 3-1 基本理念

障害者基本法や障害者総合支援法では、ノーマライゼーション、リハビリテーションの理念のもと、障害の種別や有無に関わりなく、障害のある人が地域で自立した日常生活及び社会生活を営むことができるような地域社会づくりを一層進めていくことを求めています。

本町では、「障害のある人もない人も、ともに生きる社会にしていく」という考え方に基づき、「自立と共生と尊厳」を実現する社会をめざして、障害福祉施策を展開していきます。

こうした認識のもと、住民相互の助け合いや行政サービス等により、住民の誰もが住み慣れた地域や家庭で自分らしく安心して、いきいきと自立した生活が送れるような町をめざす障害福祉施策を基本的な方向とします。

これを踏まえ、本計画の理念(めざす姿)を、

## 認め合い 支え合い ともに生きていく町

と定め、久米南町に住むすべての人が安心で幸せな生活を送ることができるように努めていきます。

### 【ノーマライゼーション】

障害のある人の生活環境や生活条件等の社会のあり方に目を向けながら、障害のある人もない人も誰もが等しく、家庭や住み慣れた地域でお互いに人間として尊重しあいながら、普通の生活ができるようにしていくとする理念

### 【リハビリテーション】

障害のある人の生涯すべての段階において、単に医学的な機能回復訓練だけでなく、 社会的・教育的・職業的な分野において総合的に対応することにより、障害のある人 の可能性を最大限に高め、失われた権利を回復させ、自立と参加を目指す理念

## 3-2 基本理念の実現をめざす3つの目標

計画の基本理念の実現、国が示している基本的な指針を踏まえ、本計画の基本方向を次のように設定します。

### (1)自立を支援する基盤の整備

障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、意思決定が困難な人の権利を 擁護します。そのために、成年後見制度や日常生活自立支援事業などの各種制度について、 情報提供を進めるとともに、障害者虐待の防止を図ります。

障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るためには、相談支援と障害福祉サービスの充実が不可欠です。このため、施設整備、障害のある人やその家族への支援施策の推進を図ります。

### (2)ライフステージを考慮した支援の推進

地域社会で心身ともに健康で安心して暮らしていけるよう、保健・医療の充実に努めます。 また、障害の原因となる妊娠・出産時や、乳幼児期における疾病、高齢化に伴う疾病など を早期に発見できるよう体制づくりを進めます。

障害のある子どもたちが将来自立して社会参加できるように、それぞれの個性を伸ばし、 ライフステージに応じた療育や教育支援の充実を図ります。

また、自分らしくいきいきとした生活を送れるよう、就労の促進と日中活動の充実のため の支援を行います。

## (3)共生社会の実現をめざす地域づくり

すべての人が互いの人格と個性を尊重し合い暮らしていける社会にするため、障害のある 人の理解と地域住民との交流を促進します。

障害のある人が地域社会で安心・快適な生活を送れるよう、施設や情報のバリアフリー化、 災害時の支援体制の整備を図ります。

## 3-3 施策の体系

## 目標1 自立を支援する基盤の整備

施策の方向	具体的な取組
	①障害者差別解消法に基づく取組
(1)差別の解消と権利擁護の	②虐待の防止
推進	③権利擁護の推進
	④障害のある人の意思決定の支援
	①相談支援体制の充実
	②障害福祉サービスの実施
(2)相談支援、	③地域生活支援事業の実施
障害福祉サービス等の充実	④障害児福祉サービスの実施
	⑤地域生活支援拠点等の推進
	⑥精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3)外出支援や経済的負担の	①移動手段の充実
軽減	②経済的支援の推進

## 目標2 ライフステージを考慮した支援の推進

施策の方向	具体的な取組
	①障害の原因となる疾病の予防
(1)保健・医療の取組	②障害の早期発見・早期治療
	③精神保健対策の充実
	①発達障害児への支援
(2)障害のある児童への支援	②療育支援の充実
	③学校教育の充実
(3)就労と社会参加の支援	①就労支援の充実
	②スポーツ・レクリエーション活動の推進

## 目標3 共生社会の実現をめざす地域づくり

施策の方向	具体的な取組
(1)障害のある人や児童への 理解	①広報・啓発活動の推進
	②福祉教育の推進
	③地域福祉活動の推進
(2)安全・安心な環境づくり	①バリアフリー化の推進
	②防災・防犯対策の推進
	③ユニバーサルデザインの普及
	④感染症拡大防止等の取組

# 第4章 施策の推進

## 4-1 自立を支援する基盤の整備

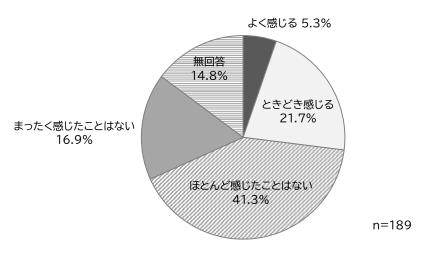
### (1)差別の解消と権利擁護の推進

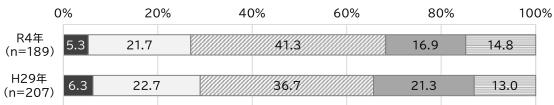
### 現状と課題

### [アンケート調査結果]

- ふだんの生活で差別、偏見、疎外感を感じることの有無については、「ほとんど感じたことはない」が 41.3%と最も高く、次いで「ときどき感じる」が 21.7%、「まったく感じたことはない」が 16.9%、「よく感じる」(5.3%) の順となっています。
- 平成 29 年調査と比べると、「ほとんど感じたことはない」との回答は 5 ポイント程度 増えています。

#### 図 9 ふだんの生活で差別、偏見、疎外感を感じることの有無

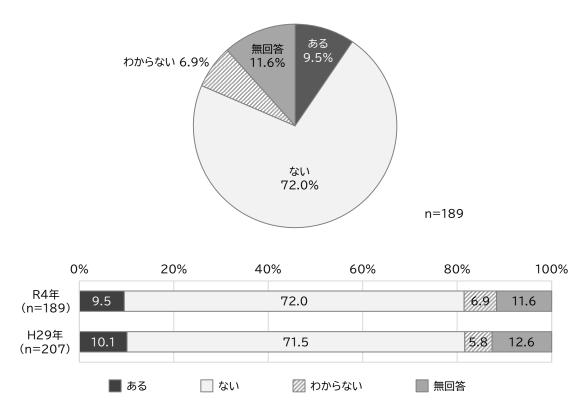




■ よく感じる 🗌 ときどき感じる 💹 ほとんど感じたことはない 📗 まったく感じたことはない 🗎 無回答

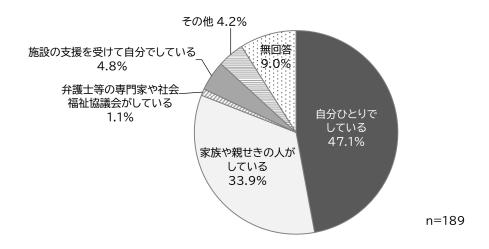
● 虐待を受けたことの有無については、「ない」が 72.0%と最も高く、次いで「ある」は 9.5%、「わからない」(6.9%) となっています。

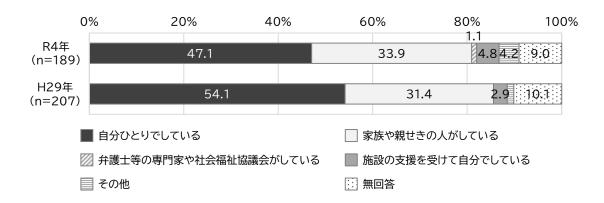
#### 図 10 虐待を受けたことの有無



- お金の管理や契約行為の対応状況については、「自分ひとりでしている」が 47.1%と最も高く、次いで「家族や親せきの人がしている」が 33.9%、「施設の支援を受けて自分でしている」(4.8%) の順となっています。
- 平成29年調査と比べると、「弁護士等の専門家や社会福祉協議会がしている」や「施設の支援を受けて自分でしている」との回答は増えています。

#### 図 11 お金の管理や契約行為の対応状況





### [取組状況]

- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行に伴い、本町では「久米南町における障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」を策定し、差別の解消に取り組んでいます。
- 障害者虐待防止法の施行を踏まえ、保健福祉課に障害のある人の虐待や養護者の支援に 関する相談・通報などの窓口を設置しています。今後は、自治会や民生委員・児童委員 など地元とも連携して、早期対応に向けた取組を進めます。
- 虐待の連絡があった場合には、津山地域障害者虐待防止センターを中心とした関係機関と連携し対応できるよう体制を整備しています。
- 令和 4 年 4 月に久米南町成年後見センターを設置し、制度の利用促進や専門機関を交えての支援検討会の実施等を行っています。今後は、地域での支援体制の構築として市民後見人等の育成も進めていく必要があります。

### 施策の方向性

### 基本的な考え方

- 障害のある人が差別や虐待を受けることがないよう、多方面への広報活動と対策を展開します。
- 障害のある人が安心して日常生活を送ることができるよう、意思決定が困難な人の権利を擁護します。
- 自らの意思が反映された生活を送ることが可能となるよう、支援や サービス実施の場面での取組を進めます。

## ①障害者差別解消法に基 づく取組

- 障害者差別解消法の規定に基づき、障害を理由とする不当 な差別的扱いを行わないとともに、障害のある人への合理 的配慮を行います。
- 障害のある人、役場職員、民間事業者及び住民に対して法 の周知に努めます。

### ②虐待の防止

- 福祉施設や民生委員・児童委員など地域住民との連携を図り、通報義務の周知と虐待の防止に努めます。
- 保健福祉課に障害者虐待相談等窓口を設置し、障害のある 人への虐待や擁護者の支援に関する相談・通報ができる体 制を整備しています。引き続き相談窓口などの周知を図り、 関係機関と連携して虐待の防止に努めます。
- 津山地域障害者虐待防止センターと連携を図りながら、障害のある人、高齢者、児童への虐待について、各部署とも情報を共有し、連携するよう努めます。

### ③権利擁護の推進

- 障害のある人が自立した生活を送ることができるよう、社会福祉協議会が行う日常生活自立支援事業の周知・利用促進を図り、各種福祉サービスの利用手続きの援助や日常的な金銭管理などの支援を行います。
- 判断能力が十分でない障害のある人にとっては、財産管理 や各種契約などの法律行為を自分ですることが困難な場合 があるため、自己決定の尊重と本人保護を目的として、成 年後見制度の利用を支援します。
- 令和4年度に設置された久米南町成年後見センターを中心に、制度の利用促進や専門機関との連携に取り組みます。また、市民後見人や法人後見人の育成など、支援体制の強化に努めます。

### ④障害のある人の意思決 定の支援

- 障害のある人の意思決定の支援に配慮しつつ、障害のある 人及び家族等に対する相談支援、権利擁護のための施策が 適切に行われるよう努めます。
- 国が定めた「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」に沿った支援が行われるよう、民間事業者等への周知を進めます。

### (2)相談支援、障害福祉サービス等の充実

### 現状と課題

### [アンケート調査結果]

- 相談支援への今後の希望については、「ゆっくりと時間をかけて相談できる」が 34.9% と最も高く、次いで「障害の診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が 25.9%、「自分の家まで来ての相談」が 22.2%、「休日や夜間の電話相談」(21.7%)の順となっています。
- 障害福祉サービスの利用意向については、「夜間を含め施設に短期間入所による身の回りの介護」(22.2%)「サービスに関する情報提供や利用の援助など総合相談」(19.6%)、「施設で日常生活の支援」(15.9%)などが現在の利用状況より多くのニーズがみられます。
- 障害福祉サービスを利用していない理由については、「サービスを利用する必要がない」が 61.8%と最も高く、次いで「サービスに関する情報がない」が 23.5%、「利用するまでの手続きがわからない」(11.8%)の順となっています。
- 障害福祉サービスに不満に思うことについては、「特に不満は感じない」が 39.2%と最も高く、次いで「サービス内容に関する情報が少ない」が 16.9%、「経済的な負担が大きい」が 15.3%、「身近なところでサービスを利用できない」と「利用回数・時間などに制限がある」が 9.0%で続いています。

#### 図 12 相談支援への今後の希望

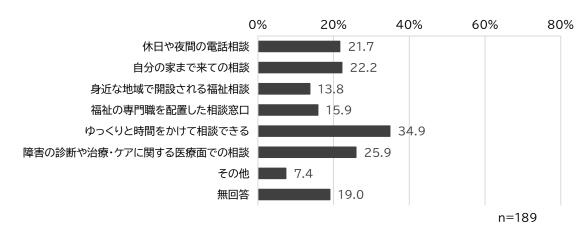


図 13 障害福祉サービスの利用状況、利用意向

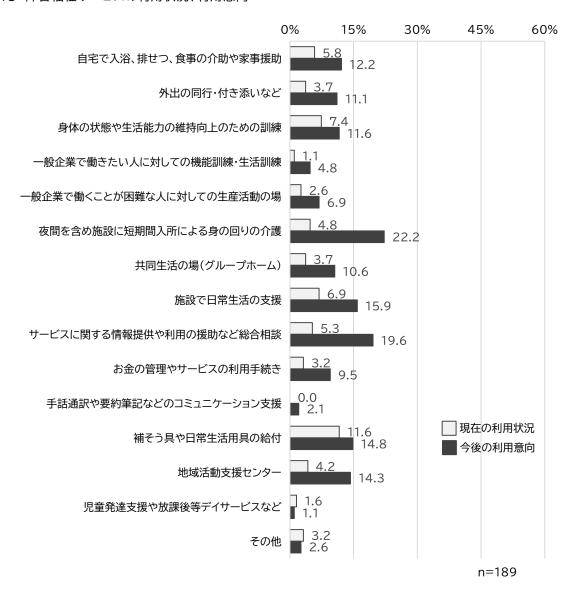


図 14 障害福祉サービスを利用していない理由

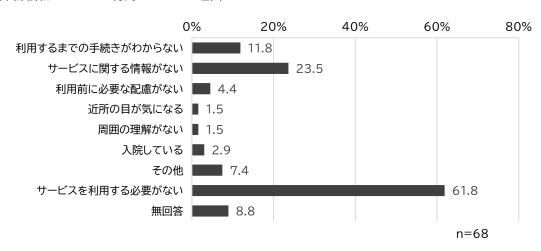
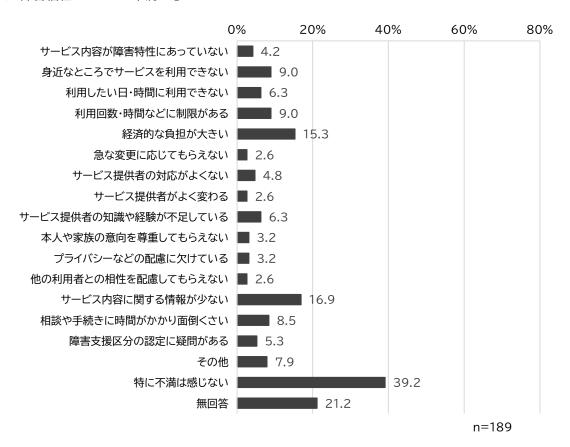
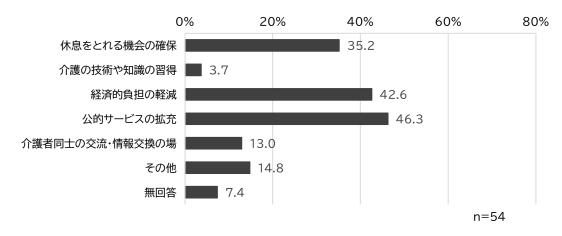


図 15 障害福祉サービスに不満に思うこと



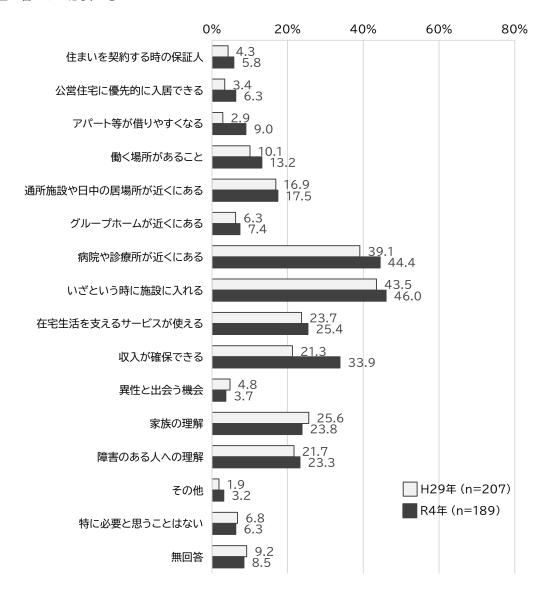
◆介護している家族への支援として必要なことについては、「公的サービスの拡充」が 46.3%と最も高く、次いで「経済的負担の軽減」が 42.6%、「休息をとれる機会の確保」(35.2%)の順となっています。

図 16 介護している家族への支援として必要なこと

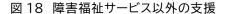


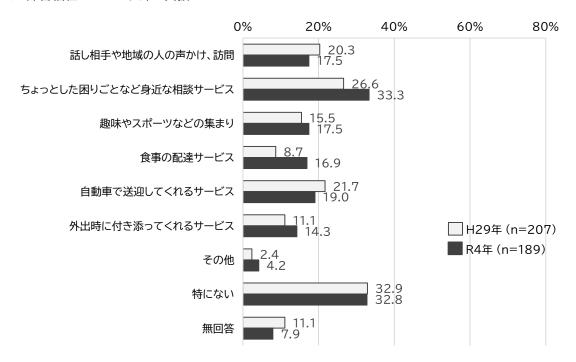
● 望む暮らしに必要と思うことについては、「いざという時に施設に入れる」が 46.0%と 最も高く、次いで「病院や診療所が近くにある」が 44.4%、「収入が確保できる」が 33.9%、「在宅生活を支えるサービスが使える」が 25.4%、「家族の理解」が 23.8%、「障害のある人への理解」(23.3%)の順となっています。

図 17 望む暮らしに必要と思うこと



● 生活に必要な障害福祉サービス以外の支援については、「ちょっとした困りごとなど身近な相談サービス」が33.3%と最も高く、次いで「特にない」が32.8%、「自動車で送迎してくれるサービス」が19.0%、「話し相手や地域の人の声かけ、訪問」と「趣味やスポーツなどの集まり」が17.5%で続いています。





### [取組状況]

- つやま地域生活支援センター「つばさ」や地域生活支援センター「ネクスト津山」など、 相談支援事業所による困難事例などの専門的な相談や定期訪問を実施しています。
- より身近な相談窓口として、身体障害者相談員2名及び知的障害者相談員1名を配置して、障害のある人やその家族などからの相談に応じています。
- 津山地域障害者基幹相談支援センターとともに、町に発達障害者支援コーディネーター を配置し、きめ細かな相談に対応しています
- 津山地域自立支援協議会では5つの専門部会を設置し、さまざまな事例に対する具体的な支援などの協議を行い、障害のある人への資源・体制づくりを充実させています。
- 町が作成した、障害のある人に対する各種サービスの内容や利用条件、利用手続き等を 掲載している「障害者サービスガイドブック」について、必要に応じて内容の見直しを 行いながら各種障害手帳の交付時等の配布を継続します。
- 令和 2 年 12 月から津山地域自立支援協議会に地域生活支援拠点連絡会を設置し、地域 生活支援拠点事業の機能である①相談、②緊急時の受け入れ・対応を実施し、障害のあ る人の重度化・高齢化や「親亡き後」に備えるとともに、障害のある人等の生活を地域 全体で支える提供体制の構築を進めています。

### 施策の方向性

### 基本的な考え方

- 障害のある人が住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう相談 支援や障害福祉サービスの充実を進めます。
  - 障害福祉計画、障害児福祉計画により、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、計画相談支援等、障害児通所支援、障害児入所支援、障害児相談支援等、子ども・子育て支援等、地域生活支援事業を計画的に実施します。
  - 障害の有無や程度にかかわらず、誰もが安心して自分らしく暮らす ことができるよう、包括的な支援に取り組みます。

#### ①相談支援体制の充実

- 津山地域障害者基幹相談支援センターを中心に、障害のある人からの相談に対する総合的かつ専門的な支援を行います。
- 津山地域自立支援協議会において、障害のある人の生活を 支えるために、地域生活支援や就労支援、療育支援等に関 する5つの専門部会と医療的ケア児等ネットワーク会を設 置し、医療機関や教育機関、ハローワーク、社会福祉協議 会、民生委員・児童委員などと連携した相談支援体制の充 実を図ります。
- 乳幼児期から成人期以降まで一貫した相談対応が行えるよう、相談支援に係る機関・団体間の連携を深めるとともに、 発達障害者支援コーディネーターの配置など、必要な指導・ 支援ができる教育・保健・医療・福祉の支援体制づくりを 進めます。
- 地域に身体障害者相談員や知的障害者相談員を置き、より 身近な相談窓口として引き続き委託していきます。
- 生活・就労など日常生活で困っていることを専門の相談員 に相談することができる場を設け、より具体的な支援・情 報提供などを行える体制整備に努めます。

# 施

- ②障害福祉サービスの実 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を送るた め、自分に合ったサービスを選択できるよう具体的な情報 提供に努めます。
  - 障害のある人の日常生活や社会参加がスムーズに行えるよ う、快適な介護給付や補装具の適切な給付・修理事業等を 行います。

## ③地域生活支援事業の実 施

- 日常生活用具給付事業において、自立生活支援用具等の日 常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図り ます。
- 個々の障害の程度や自立促進の支援のあり方を踏まえ、給 付対象となる品目や、必要となる用具の選定方法等につい て、随時検討していきます。

## ④ 障害児福祉サービスの 実施

■ 療育の必要な児童を支援するため、児童発達支援や放課後 等デイサービスなどにより、基本的な動作の向上や集団生 活への適応のための訓練等を行います。

## ⑤地域生活支援拠点等の 推進

- 津山地域で整備された地域生活支援拠点等を運用し、適切 な支援に努めます。
- 拠点整備に合わせて津山地域自立支援協議会に設置された 地域生活支援拠点連絡会において、障害のある人の重度化・ 高齢化や「親亡き後」への対応とともに、生活を地域全体 で支える支援体制の構築を進めます。

## ⑥精神障害にも対応した 地域包括ケアシステム の構築

■ 精神障害のある人が地域の一員として安心して自分らしい 暮らしをすることができるよう、精神障害にも対応した地 域包括ケアシステムの構築のため、保健、医療及び福祉関 係者による協議の場を令和2年度に設置しています。今後 は協議の場の活性化に向けた取組を行い、住まいの確保支 援等を含めた包括的な精神障害のある人への支援体制の構 築を進めます。

### (3)外出支援や経済的負担の軽減

### 現状と課題

### [アンケート調査結果]

- 仕事や学校以外で外出する時の状況については、「家族の付き添いあり」が 43.9%と最 も高く、次いで「いつもひとりで外出」(39.7%)となっています。
- 外出の際困っていることについては、「公共交通機関が少ない(ない)」が 23.8%と最も高く、次いで「階段や段差が多い」が 22.2%、「困った時にどうすればよいか心配」が 21.2%、「列車やバスの乗り降りが困難」が 15.3%、「お金がかかる」(14.8%) の順となっています。

図 19 仕事や学校以外で外出する時の状況

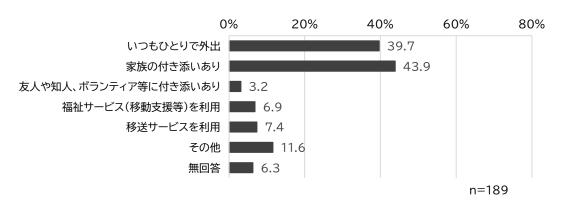
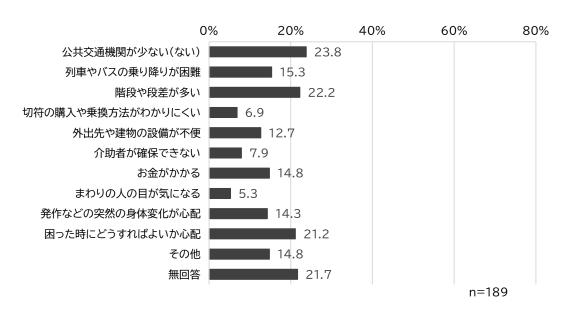


図 20 外出の際困っていること



### [取組状況]

- 県で実施している駐車場利用証制度「ほっとパーキングおかやま」について、本町にお いても庁舎や保健福祉センター、図書館などの11施設(計14区画)の公共施設で実施 しています。
- 障害者手帳の取得時等に説明を行い、移動手段に困らないよう努めています。

### 施策の方向性

- 基本的な考え方 障害のある人の移動手段を支援し、社会参加を促進します。
  - 各種手当の周知を行い、経済的な負担の軽減に努めます。

### ①移動手段の充実

- 家族の負担を軽減するため、町内の移動手段であるデマン ド交通カッピーのりあい号について周知し、利用促進を図 ります。
- 県の駐車場利用証制度「ほっとパーキングおかやま」につ いて周知するとともに、利用促進及び駐車場確保に努めま す。

### ②経済的支援の推進

- 重度の障害がある人に対して、医療費の負担軽減を図るた めに実施されている医療費負担制度について、引き続き適 切な運用を進めます。
- NHK 受信料、JR 運賃、バス運賃、有料道路通行料などの 各種割引制度の情報提供と利用促進に努めます。
- 所得保障のため、障害者基礎年金等の公的年金制度、特別 障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当などの各 種制度の周知に努めます。
- 障害者手帳の取得時にガイドブックを配布し、制度の周知 を図ります。

## 4-2 ライフステージを考慮した支援の推進

### (1)保健・医療の取組

### 現状と課題

### [取組状況]

- 各地区での健康教室や健康相談などを継続し、疾病予防活動に取り組んでいます。
- 出産・退院後早期に保健師が訪問する新生児訪問や、生後4か月以内のすべての乳児を対象とした乳児家庭全戸訪問、また1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月児健診などで、発育状況や母親の育児に関する不安や悩みなどを相談できる場を設けています。
- 各健診では、発達障害者支援コーディネーターや臨床心理士の相談の場も設け、より幅 広い相談へ対応できるよう整備しています。
- 臨床心理士などが対応し発達が気になる子の経過観察をする「子育てにこにこ・すくすく教室」など、早期療育を受けながら子育てができるように関係機関へつなげる体制を確保しています。
- こころの病気の理解を深めるため、年に2~3回各戸にパンフレットを配布したり、「心の健康講座」「心の相談」など、専門医師等による相談等も実施しています。

### 施策の方向性

### 基本的な考え方

- 障害のある人が地域社会で安心して暮らしていけるよう、それぞれのライフステージに合わせた適切な保健、医療などを受けることができる体制づくりに努めます。
- 障害の原因となりうる妊娠・出産時や乳幼児期における疾病、高齢 化に伴う疾病などの早期発見に努め、予防と軽減を図ります。
- こころの病気を抱える人への支援を強化します。

### ①障害の原因となる疾病 の予防

- 育児不安・負担感を抱える家庭の増加、児童虐待増加など への対策として、家庭訪問や子育て教室などを行います。 発達の気になる子どもの支援、乳幼児の事故防止、思春期 保健対策等についても、関係機関と連携を図りながら進め ていきます。
- 食生活の変化や運動不足などにより増加している生活習慣 病を予防するため、健康教室や健康相談、訪問指導を継続 して取り組んでいきます。
- 高齢化が進む中、生活習慣病予防・介護予防への取組を重 点的に行い、要介護状態にならないよう取組を強化してい きます。
- 社会経済環境の変化に伴い、物質的には豊かで生活は便利になる反面、人々の受けるストレスは高まり、こころの健康を損ねて神経症やうつ病などにかかる人が増えています。ストレスをため込むことなく解消できるよう、適切な対処法を身につけることが必要なことから、相談体制を充実させ、家庭や学校、地域や職場におけるこころの健康づくりを支援するとともに知識の普及を図ります。

### ②障害の早期発見・早期治 療

- 乳幼児健診の前に関係者による情報共有・協議を行うとと もに、必要に応じて健診時の問診で相談機関や子育て教室 等を紹介していきます。健診後も関係者間で支援方針の検 討を行います。
- 聴覚障害の早期支援のため、出生届・新生児訪問・乳児健 診時等で新生児聴覚検査の全数結果の把握を行います。
- 発達障害者支援コーディネーターを中心に、療育支援を必要とする子どもと保護者へ、早期療育のための支援体制や情報提供の充実を図ります。
- 早期療育の重要性について保護者へ周知するとともに、療育支援を受けやすい環境の整備に努めます。

### ③精神保健対策の充実

- 保健所や専門機関において実施している、こころの悩みや不安に対応する電話相談や精神科医による精神保健福祉相談などを利用し、早期対応を図るとともに、精神障害に対する正しい知識の普及・啓発に努めます。
- ストレスの対処法や休養の取り方など、こころの健康づくりに必要な情報の発信を行うとともに、専門家のセミナー や各種教室を通じて正しい知識の普及・啓発に努めます。
- こころの病気を抱える人の病状の悪化や家族が心身ともに 疲れるのを防ぐため、相談窓口の周知を十分行い専門医な どによる相談につなぐとともに、医療機関や相談支援事業 所との連携支援を行います。また、当事者教室や家族のつ どいを通し、当事者や家族の支援を図ります。
- ■施設や精神科病院に長期入院などしていた人が地域での生活に移行するための地域移行支援や、自宅でひとり暮らしている人などが常時の連絡体制を確保するための地域定着支援などの障害福祉サービスに関する情報提供と利用促進に努めます。

### (2)障害のある児童への支援

### 現状と課題

### [アンケート調査結果]

- 保育や教育に望むことについては、「障害の程度に合った保育や授業」が 100.0%となっており、次いで「関心や適性に応じた保育や授業」が 66.7%、「会話や計算などの基礎的な学習」が 50.0%、「人との接し方や金銭管理などの学習」(50.0%)と続いています。
- 希望する今後の進路については、「一般企業等で一般就労」が 50.0%と最も高く、次いで「自宅でできる仕事」(33.3%)となっています。

図 21 保育や教育に望むこと

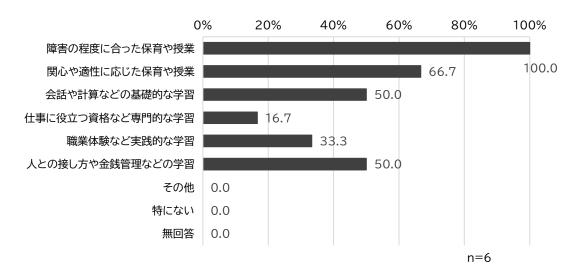
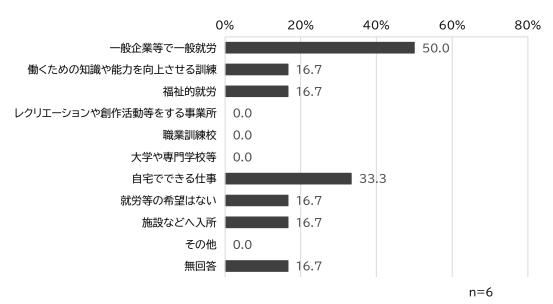


図 22 希望する今後の進路



### [取組状況]

- 発達が気になる子どもの早期発見や相談・支援を行うため、保健福祉課や保育園及び保健所等関係機関が連携して取り組んでいます。
- 臨床心理士・保健師で年8回、就学前の子どもとその保護者を対象に要観察児教室「にこにこ・すくすく教室」を開催し、津山みのり学園と各保育園が連携して、保護者や子どもへの支援に努めています。ただし、現時点では参加者の多くが親子でのふれあいを目的として参加しており、発達支援体制のさらなる充実が必要となっています。
- 保育士等の専門性の資質向上のため津山みのり学園と連携し、巡回相談等により、特別 支援の保育のあり方を学ぶ指導・研修を行っています。また、障害児保育に関する研修 や講習会を受講するなど、資質の向上を図っています。
- 役場では福祉分野と教育分野の組織との連携を図るため、発達障害者支援コーディネーターとの協働や教育委員会との連絡会(月1回)を行っています。
- 町内小・中学校において、校内委員会や特別支援教育コーディネーターの設置及び連携を進め、児童生徒一人一人の特性に応じた個別の教育支援計画・個別の指導計画を作成し教育・相談が行えるよう情報共有・協議を図っています。
- 特別な支援を要する子どもに対し、指導補助等を行う教育支援員の配置・充実を図っています。
- 教職員の特別支援教育についての専門的知識や資質及び専門性の向上、学習指導の改善・ 充実を図るため、県等が実施する研修会等への参加を促進しています。
- ●特別支援学級に在籍の児童・生徒の学年と同学年クラスを交流学級とし、共同学習を推進してきました。相互の関係づくりはもちろんのこと、各生徒・児童の特性に合った活動・活躍の場を設定することにより、個々の能力の伸長につながるような指導が充実してきています。

### 施策の方向性

### 基本的な考え方

● 障害のある子どもたち一人一人が、将来自立して積極的に社会参加 できるよう、それぞれの個性を伸ばし、ライフステージに応じた療 育や教育支援に取り組みます。

## ①発達障害児への支援 ■ 乳児健診や1歳6か月、2歳6か月、3歳6か月児健診、 発達障害者支援コーディネーター、臨床心理士や保健師な どによる保育園の巡回相談の充実により、早期発見・<del>発達</del> 早期支援に努めます。 ■ 適切な支援が求められる保育士、教職員などの専門性をな お一層高めるよう、引き続き研修会等への参加を促進しま す。 ■ 同じ悩みや不安を抱えた保護者が専門家からの指導を受け るような場や、保護者同士の情報交換が行えるような場を 継続して設けます。 ②療育支援の充実 ■ 通所訓練の場を設けて、障害のある子どもに対して訓練指 導などを行い、コミュニケーションの障害、運動機能の障 害、問題行動などを早期に改善し、社会生活や集団生活へ の適応を促進します。 ■ 保健・医療・福祉・教育分野の関係機関との連携をより一 層深め、一貫した情報提供・療育・指導のための体制づく りを推進します。また、就学に向けた引継ぎがよりスムー ズとなるよう取組を進めます。 ■ 学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、自閉症 ③学校教育の充実 スペクトラム等の児童・生徒についての理解を深め、特別 支援教育に携わる教職員の専門性をなお一層高めるよう、 引き続き研修会等への参加を促進します。 ■ 児童生徒一人一人の特性に応じた個別の教育支援計画・個 別の指導計画を作成し、継続性・系統性のある教育の構築 を図っていきます。

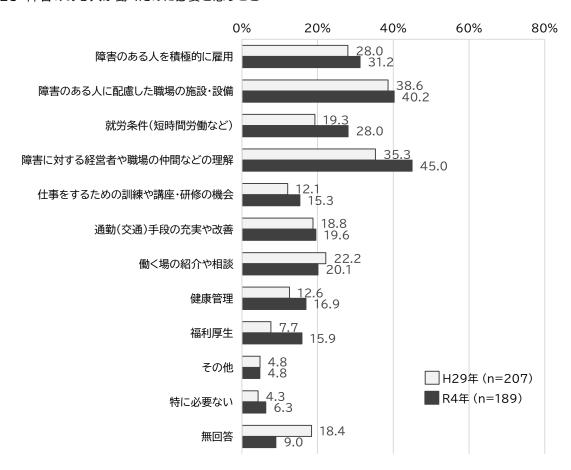
### (3)就労と社会参加の支援

### 現状と課題

### [アンケート調査結果]

- 現在仕事をしていない理由については、「障害、病気など健康上の理由」が 38.7%と最 も高く、次いで「定年退職などで仕事をする必要がない」(18.2%)となっています。
- 障害のある人が働くために必要と思うことについては、「障害に対する経営者や職場の仲間などの理解」が45.0%と最も高く、次いで「障害のある人に配慮した職場の施設・設備」が40.2%、「障害のある人を積極的に雇用」が31.2%、「就労条件(短時間労働など)」が28.0%、「働く場の紹介や相談」(20.1%)の順となっています。
- 平成 29 年調査と比べると、第1位の「障害に対する経営者や職場の仲間などの理解」 の回答は10 ポイント高くなっています。

図 23 障害のある人が働くために必要と思うこと



### [取組状況]

- 津山地域自立支援協議会に就労支援部会を設置し、就労支援の関係機関との情報交換や 研修会などを実施しています。
- 障害者職業センターやハローワークなどと連携し、障害のある人の雇用相談や雇用に向 けての福祉施設での就労訓練・自立生活訓練の実施、職場実習のあっせん及び職場定着 のための活動などの支援活動を行っている「津山障害者就業・生活支援センター」へつ なげる体制を確保しています。
- 障害者就労施設などが供給する物品等に対する需要の増進などを進めるため、久米南町 障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針を定め、物品等の購入について庁舎内で 周知しています。
- 久米郡身体障害者福祉協会主催によるグラウンドゴルフ大会が開催されており、久米南 町からも参加して交流を深めています。また、年1回県が開催する「岡山県障害者スポ ーツ大会」に広報紙で参加者を募り、毎年参加しています。

### 施策の方向性

基本的な考え方 ● 自分らしくいきいきとした生活を送れるよう、就労の促進と日中活 動の充実のための支援を行います。

### ①就労支援の充実

- 雇用・福祉・教育などの関係機関と連携しながら、障害の ある人の就業及びそれに伴う生活に関する指導・助言、職 業準備訓練のあっせんなど、障害者職業センターやハロー ワークなどと協力して、障害のある人の職業生活における 自立を図るために必要な支援を行います。
- 障害のある人が一人一人の個性と可能性を生かして働くこ とができるよう、必要な支援を行います。
- 障害者就労施設などが供給する物品等に対する需要の増進 などを進め、障害者就労施設などで就労する障害のある人 や在宅就業者などの自立の促進を図ります。

## ョン活動の推進

- ②スポーツ・レクリエーシ 各種スポーツ教室や大会の開催、専門知識を持った指導者 の養成やボランティアの輪を広げるなど、障害のある人一 人一人がそれぞれの体力や興味、目的などに応じてスポー ツに親しめる環境整備を図ります。
  - 県が開催する障害者スポーツ大会などへの参加について、 障害者団体によるスポーツ活動を推進します。
  - 町内の公共施設やイベント実施時などに、障害のある人の さまざまな作品を展示し、文化活動の活性化に努めます。

## 4-3 共生社会の実現をめざす地域づくり

### (1)障害のある人や児童への理解

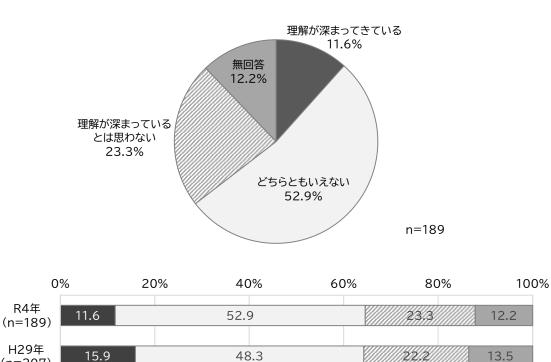
### 現状と課題

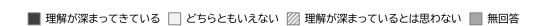
### [アンケート調査結果]

(n=207)

● 地域生活や社会参加における障害のある人や障害への理解については、「どちらともいえ ない」が52.9%と最も高く、次いで「理解が深まっているとは思わない」が23.3%、 「理解が深まってきている」(11.6%)の順となっています。

### 図 24 地域生活や社会参加における障害のある人や障害への理解





### [取組状況]

- 町ホームページを随時更新し、障害福祉制度やサービス情報の充実を図っています。
- 津山地域自立支援協議会において、毎年啓発イベントを企画・開催しています。また、 障害のある人が作成したグッズの街頭配布や役場窓口への設置も行っています。
- 内部障害、難病、発達障害、妊娠初期等、外見からはわからなくても援助や配慮を必要としている人にヘルプマーク・ヘルプカードを交付する「久米南町ヘルプマーク・ヘルプカード交付事業」を実施しています。また援助や配慮が必要な人が積極的に社会参加できるよう、津山地域自立支援協議会を中心にヘルプマーク・ヘルプカードの周知を行っています。
- 令和4年度から居住地校交流(支援学校に通っている子どもが、自分の住んでいる地域の小中学校に行き、一緒に学習や行事に参加すること)が実施され、本町の小中学校と県立誕生寺支援学校との交流体験の場が広がりつつありますが、日程調整が課題となっています。
- 民生委員・児童委員から障害に関する相談があった場合、制度説明をはじめとする活動 を支援しています。
- 県立誕生寺支援学校などが主催する障害福祉に係る研修会に積極的に参加しています。 また、津山地域自立支援協議会の各部会への参加を通じて、意見交換や当事者との交流 機会とともに、近隣の障害者支援施設で行われるイベントにも参加するなど、職員の資 質向上を図っています。

### 施策の方向性

### 基本的な考え方

- すべての人が互いの人格と個性を尊重し、ともに暮らしていく社会 を築くため、障害のある人の理解と地域住民との交流を促進します。
  - 小・中学校や地域のイベントなどでも積極的に啓発活動を推進し、 人権尊重社会の実現をめざします。

### ①広報・啓発活動の推進

- 町のホームページでみることができる情報を更新・充実し、より多くの人に必要な情報が届くように努めます。また、 久米南町公式ホームページ及び公式 SNS 運用規定に基づき、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)など 多様な方法による情報提供を進めます。
- 「障害者週間(12月3日~9日)」を中心とした啓発活動、障害のある人が作成したグッズの街頭配布・窓口への設置など、障害のある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害のある人の社会参加を促進します。
- 障害者団体や津山地域自立支援協議会などと連携した広報・啓発活動に努めます。
- 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律について、講演会や研修会等を通じて、法律の概要や合理的配慮について、理解促進を図ります。

### ②福祉教育の推進

- 積極的な行動や社会性などを育むため、障害のある児童・ 生徒の体験の場を広げるよう推進します。
- 町内の小・中学校の特別活動などを利用して、学校における障害に対する正しい理解や知識を育てる教育を推進します。
- 令和4年度から始まった居住地校交流など、町内の小・中学校と県立誕生寺支援学校との交流を継続して実施し、互いの理解を深めます。また、直接会わなくてもリモートの仕組みを活用するなど、多様な方向での交流機会を充実します。

### ③地域福祉活動の推進

- 公民館や図書館などの社会教育関連施設と連携した障害についての講演や研修会の開催など、地域住民の学習機会の確保に努めます。
- 障害のある人とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、ニーズにあった福祉サービスについての助言や専門の相談機関を紹介など、民生委員・児童委員などを中心に地域全体での支援に取り組みます。

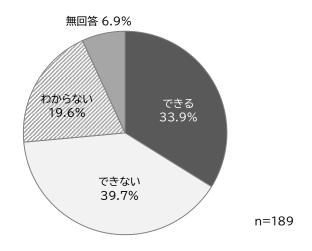
### (2)安全・安心な環境づくり

### 現状と課題

### [アンケート調査結果]

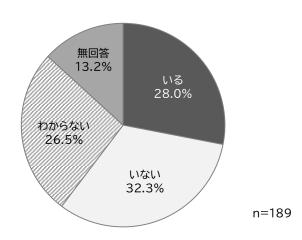
● 災害時にひとりで避難できるかについては、「できない」が 39.7%と最も高く、次いで「できる」が 33.9%、「わからない」(19.6%) と続いています。

図 25 災害時にひとりで避難できるか



● ひとり暮らしや家族の不在時の場合、近所で助けてくれる人の有無については、「いない」 が 32.3%と最も高く、次いで「いる」が 28.0%、「わからない」(26.5%) と続いています。

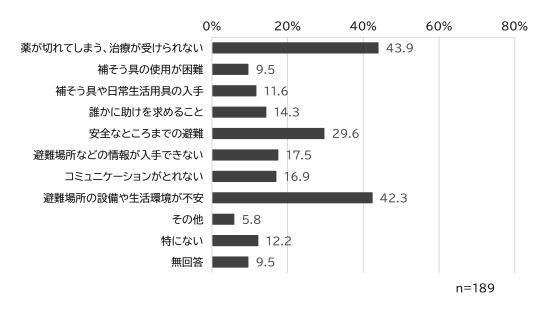
図 26 ひとり暮らしや家族の不在時の場合、近所で助けてくれる人の有無





● 災害時に困ることについては、「薬が切れてしまう、治療が受けられない」が 43.9%と 最も高く、次いで「避難場所の設備や生活環境が不安」が 42.3%、「安全なところまで の避難」が 29.6%、「避難場所などの情報が入手できない」が 17.5%、「コミュニケー ションがとれない」(16.9%)の順となっています。

#### 図 27 災害時に困ること



#### 「取組状況〕

- 障害のある人が外出するためには、施設などのバリアフリー化が求められます。障害の 有無を問わず、すべての人にとってやさしい町づくりをめざすユニバーサルデザインの 考えを広めます。
- 障害のある人が住み慣れた地域で積極的に社会参加が可能となるよう、公共施設だけではなく、民間施設に対しても「バリアフリー新法」や「岡山県福祉のまちづくり条例」などの普及・啓発に努める必要があります。
- 現在建設中の役場庁舎等複合施設では、障害のある人や高齢者等に配慮した整備に努めています。
- 津山地域自立支援協議会では、障害のある人の避難や支援員の関わり方などを学習する 機会を設けました。

### 施策の方向性

# 基本的な考え方 ● 障害のある人が地域社会で安心して快適な生活が送れるよう、施設 や情報のバリアフリー化、災害時支援体制の整備に努めます。

## ■ 公共施設において、スロープ、エレベーター、多目的トイ ①バリアフリー化の推進 レといった、障害のある人や高齢者等に配慮した設備の整 備に努めます。 ■ 民間施設に対して、バリアフリー新法や岡山県福祉のまち づくり条例等の普及・啓発に努め、条例に基づく建築物の 整備・改善の際、県の指導・助言への紹介を行います。 ■ 障害のある人が居室内での移動や生活に支障がないよう、 住宅改修等の支援を行います。 ②防災・防犯対策の推進 ■ 自分の身を自分で守る「自助」が困難なケースが想定され るため、地域社会が相互に連携する「共助」と、自治体や防 災関係機関の支援「公助」を行う体制を構築し、スムーズ な避難を図ることができるよう、避難経路の指定を行いま す。 ■ 津山地域自立支援協議会における障害のある人の避難や支 援員の関わり方など、関係機関における連携を強化します。 ■ 年々変化する地域の状況に応じて、地域防災計画の見直し を行います。 ■ 地域で防災・防犯対策を進められるよう、避難行動要支援 者台帳の見直しを行います。 ③ユニバーサルデザイン ■ 多くの住民にユニバーサルデザインの考え方を理解しても の普及 らい定着させるため、セミナーや体験事業などを実施し、 町内全域への普及・啓発に取り組みます。 ■ すべての人が安心して快適に利用できるよう、公共施設や 準公共施設のユニバーサルデザイン化を進め、総合的な福 祉のまちづくりを推進します。

## 組

- ④感染症拡大防止等の取 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大の状況下において も、障害のある人が障害福祉サービスを安心して利用でき るよう支援を行います。
  - 生活様式や生活環境の変化に不便や戸惑いを感じている障 害のある人への配慮や援助が適切に行われるよう、住民に 対する理解促進等に努めます。

## 資料

## 1 久米南町附属機関設置条例

令和 3 年 3 月 19 日 条例第 1 号 改正 令和 4 年 3 月 18 日条例第 6 号

### (趣旨)

第1条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づく本町 の附属機関の設置等については、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例(以下「法令等」という。)に定めのあるもののほか、この条例の定めるところによる。

### (設置等)

- 第2条 町の執行機関の附属機関(法令等の定めにより置くものを除く。)として、別表に掲げる附属機関を置く。
- 2 附属機関の所掌事務は、別表所掌事務の欄に掲げるとおりとする。
- 3 附属機関の委員の定数は、別表定数の欄に掲げるとおりとする。

### (委員の守秘義務)

第3条 附属機関の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後 も同様とする。

### (意見の聴取等)

第4条 附属機関は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、附属機関の 会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

#### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附 属機関の属する執行機関が別に定める。

### 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に別表に掲げる附属機関に相当する合議体(以下「従前の附属機関等」という。)は、この条例の施行の日に、同表の附属機関(以下「新附属機関」という。)とみなす。
- 3 この条例の施行の際、現に従前の附属機関等にされた諮問で答申がされていないものは、 それぞれ新附属機関にされた諮問とみなし、当該諮問について従前の附属機関等がした調査、審議その他の手続は、それぞれ新附属機関がした調査、審議その他の手続とみなす。

附 則(令和4年3月18日条例第6号)

### (施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 非常勤職員等の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 43 年久米南町条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

### 別表(第2条関係)

執行 機関	名称	所掌事務	定数
町長	久米南町地域公共交通 会議	道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づく地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現並びに地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号)第6条第1項の規定に基づく地域公共交通網形成計画の作成及び実施に必要な協議を行う。	15人以内
	久米南町創生総合戦略 推進委員会	町長の諮問に応じ、久米南町創生総合戦略の策定について調査審議するとともに、事業評価を行う。	20人以内
	久米南町障害福祉計画 策定委員会	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第88条第1項の規定に基づく久米南町障害福祉計画及び児童福祉法(昭和22年法律第164号)第33条の20第1項の規定に基づく久米南町障害児福祉計画の策定について調査審議する。	10人以内
	久米南町障害者福祉計 画策定委員会	障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項 の規定に基づく久米南町障害者福祉計画の策定につ いて調査審議する。	10人以内
	久米南町老人ホーム入 所判定委員会	町長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第 133号)第11条第1項の規定による措置について審査 する。	6人
	久米南町介護保険事業 計画策定委員会	町長の諮問に応じ、介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項の規定に基づく久米南町介護保険事業計画の策定について審議する。	10人以内
	久米南町高齢者保健福 祉計画策定委員会	町長の諮問に応じ、老人福祉法(昭和38年法律第 133号)第20条の8第1項の規定に基づく久米南町高 齢者保健福祉計画の策定について審議する。	10人以内
	久米南町介護予防·生活 支援推進協議会	介護予防・生活支援サービスの体制整備に向け、多様な主体間の情報共有、連携及び協働による資源開発等を推進するため、定期的な情報の収集、共有及び連携の強化の場	10人以内

執行機関	名称	所掌事務	定数
町長	久米南町地域包括支援 センター運営協議会	久米南町地域包括支援センターの適切な運営、公正・中立性の確保その他センターの円滑かつ適正な運営を 図る。	15人以内
	久米南町地域密着型サ ービス運営委員会	介護保険法(平成9年法律第123号)の規定に基づき、 地域密着型サービス及び地域密着型介護予防サービ スの適正な運営について協議する。	15人以内
	久米南町健康づくり推進 協議会	地域住民の健康で文化的な生活を推進し、関係機関、 団体等の連携を強化し、地域の健康づくりを効果的に 推進するため、協議及び検討を行う。	20人以内
	久米南町医療と福祉の 連携推進協議会	多職種連携による在宅医療支援体制の構築を図るとともに、包括的かつ継続的な在宅医療について協議及び検討を行う。	20人以内
	久米南町子育て支援ネットワーク・要保護児童対 策地域協議会	地域ぐるみの子育て支援の充実と要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関及び関係団体と連携及び 調整を行う。	20人以内
	久米南町地域福祉計画 策定委員会	社会福祉法(昭和26年法律第45号)第107条に規定 する地域福祉計画の策定について調査審議する。	15人以内
	久米南町成年後見センタ 一運営委員会	成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年 法律第29号)第14条により策定した久米南町成年後 見制度利用促進基本計画に基づき設置する久米南町 成年後見センターの運営及び業務に関する審議を行 う。	10人以内
	久米南町予防接種事故 調査会	予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条、第6条及び第9条に基づく予防接種に関連して発生した事故について、その原因、責任の所在を明らかにするとともに、災害補償及び諸措置の内容などについて審議し、適正な事故処理を図る。	5人以内
	久米南町農業経営改善 計画·青年等就農計画認 定審査会	農業者等から農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第12条第1項の規定による申請のあった 農業経営改善計画及び同法第14条の4の規定による 申請のあった青年等就農計画について意見聴取等を 行い審査する。	7人以内
	久米南町人・農地プラン 策定委員会	地域農業を担う経営体や生産基盤となる農地を、将来 においても確保するための展望を拓きながら、集落・地 域における意見等を十分に反映させた地域農業のあり 方を検討する。	10人以内
	久米南町まちづくり支援 事業助成金審査会	町長の諮問に応じ、久米南町まちづくり支援事業の助 成事業者を審査する。	7人以内
教育 委員会	久米南町教育振興基本 計画策定委員会	教育委員会の諮問に応じ、教育振興基本計画について 審議し、答申又は意見を具申する。	10人以内

## 2 久米南町障害者福祉計画策定委員会規則

令和 3 年 3 月 23 日 規則第 7 号

### (趣旨)

第1条 この規則は、久米南町附属機関設置条例(令和3年久米南町条例第1号)第5条の規定に基づき、久米南町障害者福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

### (所掌事務)

- 第2条 委員会は、次の事項について調査及び検討を行う。
  - (1) 障害者の現状、課題及びその対策の実施状況把握に関すること。
  - (2) 社会における支援体制に関すること。
  - (3) 保健、医療及び福祉の連携に関すること。
  - (4) その他計画策定にあたって必要と認める事項

### (委員)

- 第3条 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。
  - (1) 議会代表
  - (2) 医師代表
  - (3) 誕生寺支援学校代表
  - (4) 障害者福祉団体代表
  - (5) 障害者(児)福祉サービス事業所代表
  - (6) その他町長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、計画策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補 欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長等)

- 第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

- 第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。ただし、委員長が選出されていないときは、会議の招集は町長が行う。
- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 委員会は、会議の運営上必要があると認めたときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に 諮って定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

## 久米南町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

委員名	所属団体
南直樹	久米南町議会厚生産業常任委員長
秋田 秀俊	久米南町医師代表
土居 隆博	岡山県立誕生寺支援学校長
山本 久子	久米南町身体障害者福祉協議会副会長
青木 須壽子	久米南町身体障害者相談員
◎岸 順子	久米南町知的障害者相談員 (久米南町民生委員児童委員協議会長)
鈴木 健之	救護施設ニュー三楽園長
〇笹井 恵介	つやま地域生活支援センターつばさ管理者
下山 繁樹	地域生活支援センターネクスト津山所長
福田 美子	久米南町社会福祉協議会事務局長

(敬称略) 順不同

◎:委員長 ○:副委員長

## 3 計画策定経過

令和4年	10~11月	障害福祉に関するアンケート調査	
令和 5 年	1月 16日	第1回久米南町障害者福祉計画策定委員会	
		・委嘱状の交付	
		・委員長・副委員長の互選	
		・障害福祉に関するアンケート調査結果の報告	
		・第5期久米南町障害者福祉計画素案の検討	
	1月 26日		
	\$	パブリックコメント	
	2月 24日		
	3月 6日	第 2 回久米南町障害者福祉計画策定委員会	
		・パブリックコメントの結果報告	
		・第5期久米南町障害者福祉計画案の検討・承認	

## 4 用語説明

## あ行

### 医療的ケア児

NICU (新生児集中治療室)等に長期間入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害のある児童のこと。

### インクルーシブ教育システム

共生社会をめざすため、障害のある子どもがその能力等を可能な限り発達させ、より一層社会参加することを目的に、障害のある子どもと障害のない子どもがともに学ぶ仕組みのこと。その実現のために、

- 可能な限り障害のある子どもと障害のない子どもが、ともに教育を受けられるように配慮すること
- 障害のある子どもにとって最も適した教育内容及び学びの場を提供すること
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級及び特別支援学校における指導 の充実を図ること
- 障害のある子ども一人一人の状況に応じた合理的配慮を提供すること などが求められている。

## か行

### 合理的配慮

障害のある人が障害のない人と平等に人権を享受し行使できるよう、一人一人の特徴や場面に応じて発生する社会的障壁を取り除くための個別の調整や変更のこと。

## さ行

### 情報アクセシビリティ

アクセシビリティは「利用のしやすさ」のことで、高齢者、障害のある人をはじめ、 あらゆるユーザーがパソコンや Web ページなどの情報資源を不自由なく利用できる こと。

### ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)

インターネットを活用して社会的ネットワーク(ソーシャルネットワーク)を構築 可能にするサービスのこと。

## た行

### 地域包括ケアシステム

高齢者や障害のある人、子育て家庭など、支援を必要とする人が身近な地域で相談することができ、住み慣れた地域で自分らしい生活を最期まで送れるよう保健・医療・福祉等のサービスが総合的に提供され、地域がサポートし合う社会システムのこと。

### デマンド交通

バスや列車などのように、あらかじめ決まった時間帯に決まった停留所を回るのではなく、予約を入れて指定された時間に指定された場所へ送迎する交通サービスのこと。

## は行

### バリアフリー

住宅建築用語として、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁となるものを除去するという意味で、段差等の物理的な障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害のある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。

### ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している人、内部障害や難病の人、または妊娠初期の人など、 外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の方に配慮を必要と していることを知らせるマークのこと。

### ヘルプカード

障害のある人など手助けを必要とする人が、ふだんから身に着けておき、緊急時や 災害時に周囲の人の配慮や手助けをお願いしやすくするためのカードのこと。

## や行

### ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインすること。

### ら行

### ライフステージ

人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期等それぞれの段階のこと。

## 第5期久米南町障害者福祉計画

発行日:令和5年3月

発 行:岡山県 久米南町

編 集:久米南町 保健福祉課

〒709-3614 岡山県久米郡久米南町下弓削502-1

(TEL) 086-728-4411 (FAX) 086-728-4414

(ホームページ) https://www.town.kumenan.lg.jp